

	新潟市教育委員会 平成20年2月 定例会会議録			
日 時	平成20年2月15日(金) 午後2時00分			
場 所	市役所 白山浦庁舎 2号棟 4階 白2-403会議室			
出席委員 (6名)	山 田 委員長	欠席委員		
	佐 藤 委 員			
	小 池 委 員			
	田 中 委 員			
	高 山 委 員			
	佐 藤 教育長			
会議に出席 した職員 (19名)	職・氏 名		職・氏 名	
	教 育 次 長	西 山 耕 一	生涯学習課長	玉 木 一 彦
	教 育 次 長	長 谷 川 裕 一	中央公民館長	三 保 恵 美 子
	教 育 次 長	田 中 純 夫	教 職 員 課 長	川 端 弘 実
	教 育 政 策 監	手 島 勇 平	学校支援課長	中 山 真
	事 務 局 参 事	大 科 俊 夫	地域と学校ふれあい推進課長	梅 津 玲 子
	中央図書館長	八 木 秀 夫	スポーツ振興課長	高 井 琢 平
	教育総務課長	斉 藤 仁		
	学 務 課 長	遠 藤 良 二	教育総務課長補佐	吉 崎 熊 勝
	施 設 課 長	神 田 健 一	教育総務課総務企画係長	岩 本 正 雄
	保健給食課長	和 田 圭 央	教育総務課主査	山 際 幸 太
その他の 出席者 (名)				

開会	時 刻	午後 2 時 0 0 分
	宣 言 者	委員長
付議事件 (5 件)	議案番号	件 名
	議案第 2 9 号	平成 2 0 年 2 月 議 会 定 例 会 の 議 案 に つ い て 【現年度分】 (1) 平成 1 9 年 度 一 般 会 計 補 正 予 算 に つ い て (2) 新 潟 市 立 小 学 校 条 例 等 の 一 部 改 正 に つ い て 【新年度分】 (3) 新 潟 市 教 育 に 関 す る 事 務 の 職 務 権 限 の 特 例 に 関 する 条 例 の 制 定 に つ い て (4) 新 潟 市 体 育 施 設 条 例 の 一 部 改 正 に つ い て (5) 新 潟 市 ス ポ ー ツ 振 興 審 議 会 条 例 の 一 部 改 正 に つ い て (6) 新 潟 市 社 会 人 奨 学 金 条 例 の 制 定 に つ い て (7) 新 潟 市 奨 学 金 条 例 の 一 部 改 正 に つ い て (8) 新 潟 市 学 校 給 食 セ ン タ ー 条 例 の 一 部 改 正 に つ い て (9) 新 潟 市 立 中 等 教 育 学 校 条 例 の 制 定 に つ い て (10) 新 潟 市 立 小 学 校 条 例 の 一 部 改 正 に つ い て (11) 平 成 2 0 年 度 一 般 会 計 予 算 に つ い て
	議案第 3 0 号	新 潟 市 教 育 に 関 す る 事 務 の 職 務 権 限 の 特 例 に 関 す る 条 例 案 に 対 す る 意 見 に つ い て
	議案第 3 1 号	教 育 委 員 会 の 事 務 の 補 助 執 行 の 解 除 に つ い て
	議案第 3 2 号	教 育 委 員 会 の 事 務 の 補 助 執 行 に つ い て
議案第 3 3 号	県 費 負 担 教 職 員 で あ る 校 長 の 人 事 に つ い て	
報 告 (2 件)	記 号	件 名
		第 6 回 新 潟 市 教 育 ビ ジ ョ ン 推 進 委 員 会 に つ い て
		第 5 回 教 職 員 評 価 検 討 委 員 会 に つ い て

## 第1 開会宣言

○委員長 午後2時00分開会を宣言する。

## 第2 会議録署名委員の指名

○委員長 田中，高山両委員を指名。

## 第3 付議事件

○委員長 付議事件に入ります。議案の第29号は2月議会定例会についての議案になります。それでは第29号の(1)について施設課をお願いします。

### ○施設課長

議案第29号、平成19年度2月議会定例会の議案について、(1)平成19年度新潟市一般会計補正予算について、そのうち当課所管分についてご説明申し上げます。資料の議案書1ページをご覧ください。

繰越明許費補正(追加)でございます。事業名にあります結・市之瀬小学校再編改築事業と、(仮称)両川地区統合小学校建設用地造成事業につきまして、今年度中に事業が完了しないため、記載の金額を繰り越すものでございます。

まず結・市之瀬小学校再編改築事業は、平成23年4月の開校に向けて平成19年度と20年度で造成工事を実施し、21年度から建設工事に着手する予定にしていたところでございます。そのうち今年度造成につきまして取得しました学校建設用地に土砂を搬入し整地作業を行っているところでありますが、整地した土砂が隣接する農地に流出するおそれを防ぐための土留め工事が必要となり、その土留め用のブロックそのものが受注生産であることから、約200メートルに及ぶ区間の製作に多くの時間がかかり、年度内工事が難しくなったものでございます。

次の、(仮称)両川地区統合小学校建設用地造成事業につきましては、こちらは平成22年4月の統合小学校開校に向けまして来年度から着手いたします建設事業に備え、今年度用地を取得しまして造成工事を実施しておりますが、取得用地の区域内に亀田郷土地改良区の排水路施設の敷地がありまして、これの移

設位置と周辺に整備いたします道路の関係で敷地確保に手間取り、結果として造成工事の年度内完了が難しくなったものでございます。

なお、いずれの事業につきましても新年度事業には影響を及ぼしませんので、併せてご報告させていただきます。以上で説明を終わらせていただきます。

○委員長

今年度の補正についてでありますがいかがでしょうか。(議案第 29 号 (1) について可決)

続いて、第 29 号の (2) になりますが、新潟市立小学校条例等の一部改正についてお願いします。

○教職員課長

説明に入ります前に、29 号の (2) から (10) に関して配布資料の説明を申し上げます。議案書には条例の制定改正案を綴じてありますけれども、制定改正の理由概要については別綴じで配布しております別紙、平成 20 年 2 月議会提案条例一覧表、現年度分、新年度分、これをお出しいただき、併せてご覧いただきたいと思っておりますのでよろしくお願いを申し上げます。

それでは議案第 29 号 (2) 新潟市立小学校条例等の一部改正についてご説明申し上げます。議案書 5 ページの新旧対照表をご覧いただきたいと思っております。

学校教育法の改正により、学校種の規定順を幼稚園が最初に規定されたために、条例の中の引用条項にずれが起きたことによる改正でございます。

新潟市立小学校条例の一部改正ですが、条例中引用している設置の根拠条文である学校教育法第 29 条を第 38 条に改めるものです。

新潟市立中学校条例の一部改正についても同様に、学校教育法第 40 条及び第 20 条を、第 49 条及び第 38 条に改めるものです。

引き続いて、新潟市特別支援教育サポートセンター条例の一部改正については、学校教育法の第 6 章に特別支援教育について規定していましたが、改正に伴い第 8 章となったために改めるものであります。施行日は公布の日から施行することとしております。

引き続きまして、3 ページをお願いいたします。3 ページの第 3 条ですが、市長部局の新潟市ラブホテル建設等規制条例の一部改正、第 4 条、新潟市自転車等駐車場条例の一部改正につい

でも、学校教育法の改正により併せて改正するものでございます。以上でございますがよろしくお願いたします。

○委員長 法改正により該当する条例について併せて改正していきたいと  
こういうことでございますがよろしいでしょうか。

○高山委員 よくわからないのですが、要するに 29 条、38 条といわれま  
しても、具体的にはどういうことなんですか。

○教職員課長 例えば1つ例を挙げさせていただきますけれども、小学校の  
設置基準が従来の学校教育法ですと第29条に規定されていたん  
ですけれども、新しい学校教育法で今度それが38条に移ったと  
いうことで、いわゆる根拠の条文の名称、条数を変えたという  
ことです。

○高山委員 内容は同じですね。

○教職員課長 学校教育法が変わったということですか。

○高山委員 いや、29条と38条の内容は。

○教職員課長 同じです。

○高山委員 この新潟市ラブホテル建設等規制条例とかがありますが、こ  
れはどういうことなんですか。

○教職員課長 例えば1つとしては、そういう施設を造るときには同意を得  
なければいけない。周辺地域、それから公共的な学校の周辺の  
概ね100メートル以内の区域ではだめだというような中身なん  
ですけれども。

○高山委員 そういう規定があるわけですね。この条例の文言にはラブホ  
テルなんて書いてあるんですか。

○教職員課長 条例の題名そのものが、新潟市ラブホテル建設等規制条例と  
いう条例になっています。

○高山委員 これは、いつぐらいから作られたものですか。

○教職員課長

昭和 59 年 2 月 15 日になります。

○高山委員

わかりました。

○委員長

よろしいでしょうか。(議案第 29 号 (2) について可決)  
それでは次にまいりたいと思います。  
続いて、第 29 号の (3) についてお願いいたします。

○教育総務課長

議案第 29 号 (3) 新潟市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定について、ご説明いたします。議案書は 6 ページでございます。そして別紙のほうは 1 ページということになります。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正により、教育委員会の職務権限とされている事務について条例を定め、市長の職務権限とすることができる規定が新設されました。この規定に基づき、現在補助執行により市長部局で執行しているスポーツに関する事務について補助執行を解除し、市長の権限として管理執行することとするものであります。

また文化に関する事務は市長の権限で管理執行しておりますが、今回の法改正により条例に定める必要があることから、併せて規定するものでございます。

それから関連がありますので引き続きご説明いたします。配布資料の議案第 30 号でございます。条例案に対する意見についてという配布資料が追加されたと思います。

議案第 30 号、新潟市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例案に対する意見についてご説明いたします。

本日机上に配布しております資料でございますが、これは先ほどご説明いたしました条例案について、議会から教育委員会に対し意見が求められておりますので、回答案のとおり、スポーツに関する事務と文化に関する事務を市長が管理し、執行することは地域づくりの観点から適当なものと認められるという内容で議会へ回答するものでございます。

引き続きまして、議案第 31 号でございます。議案書の 37 ページでございます。議案書 37 ページの議案第 31 号と、次のページの議案第 32 号、教育委員会の事務の補助執行の関連議案でございます。

まず議案第 31 号の補助執行の解除でございますけれども、先

ほどご説明いたしました。議案第 29 号の条例制定により調査に関する事務を市長の職務権限とすることから、補助執行を解除することの協議をするものでございます。

38 ページの議案第 32 号については、学校開放に関する事務でございますが、現在学校開放に関する事務は東区、中央区、西区を除き、区に補助執行しております。来年度からこの 3 区についても、区に補助執行することについて市長に協議するものでございます。以上で説明を終わらせていただきます。

○委員長

議案第 29 号の (3)、これは職務権限に関する特例に関する条例の制定ということですが、それに伴って議会が条例に対する意見を求めてきていると。その回答を別紙でもって先ほど説明がございました。

そして議案 31 号、32 号、併せて関連するわけですが、補助執行の解除について及び学校開放に関わっての補助執行について、東区、中央区、西区に関係するものですがいかがでしょうか。

○佐藤委員

まずこの議会から教育委員会山田委員長宛にどうですかという意見が求められたんですよね。市長に権限が移りますよということで、教育委員会の事務が多少軽減される。よろしいかなと思います。この補助執行という意味がちょっとよくわからない。どういう意味ですか。

○教育総務課長

例えば 37 ページの 31 号でございますけれども、スポーツに関する事務についてはもともと教育委員会の職務権限、教育委員会の事務ということです。それを昨年の 4 月に長の事務、長に補助的に執行してくださいということで補助執行の協議をし、補助執行していただくことになったわけですが、つまり教育委員会の権限である事務を長の職員にしてもらうというものです。

○佐藤委員

権限を移譲しますよということですか。

○教育総務課長

今回の条例化によって権限を移譲するという形なんです。が、それまでは補助的に執行するものです。

○佐藤委員

それまでは。そういうことですか。

○委員長 学校開放、これは現在は東区、中央区、西区は教育委員会でされているわけですね。

○教育総務課長 教育委員会の地域と学校ふれあい推進課のほうで行っております。

○委員長 それを区役所に補助執行をお願いするということですね。ほかにいかがでしょうか。(議案第 29 号 (3), 30 号, 31 号, 32 号について可決)

続いて、第 29 号の (4) 新潟市体育施設条例の一部改正についてと、(5) 新潟市スポーツ振興審議会条例の一部改正について、お願いします。

○スポーツ振興課長 新年度分の議案第 29 号の (4) について説明します。議案書の 7 ページから始まりまして、12 ページまでが (4) になります。

それでは新潟市体育施設条例の一部改正についてですが、改正の理由概要につきましては、ただいま教育総務課長が 29 号の (3) でご説明申し上げたとおり、新潟市教育委員会に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定に伴いまして、教育委員会を市長に改めるという内容でございます。

議案書の 7 ページの各規定の教育委員会として定められたものにつきまして、市長という形で改正を行うものでございます。

また新潟市陸上競技場の駐車場を利用する車両の規定を追加するものにつきましては、教育委員会規則を今回廃止し、新たに市長の規則として新規設定を行うことから、規制にかかる部分につきましては条例の中に盛り込み、それ以外については新規規則の中でという整理を行うものでございまして、条例改正を行うものでございます。

施行日につきましては平成 20 年 4 月 1 日でございます。

続きまして、下段の部分につきましては、市立中等教育学校により表現を改めるもので、現在新潟市体育条例の中に高等学校、中学校、中学生という箇所がございます。これらにつきまして高等学校におきましては高等学校(中等教育学校後期課程を含む。)と。中学校につきましては中学校(中等教育学校前期課程を含む。)、中学生につきましては中学生(中等教育学校前

期課程の生徒を含む。)という文言の改正を行うものでございます。

なお、そのほか指定管理者の管理につきましては、下山スポーツセンターを加えるものです。このセンターにつきましては現在建設中でありまして、20年7月19日の開設を予定しておりますが、20年度につきましては直営という形でまいりますけれども、21年4月1日以降については指定管理者制度の指定を行うという予定で、20年度に事務を進めることから、12ページの別表3に新潟市下山スポーツセンターを加えるという改正を行うものでございます。

続きまして、1枚めくっていただきまして、議案第29条(5)新潟市スポーツ振興審議会条例の一部改正についてでございますが、議案書におきましては13ページ、14ページでございます。この件につきましては新潟市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定に伴いまして、同じように教育委員会と定めてある箇所を市長に改めるという改正でございます。

スポーツ振興法の改正により引用条項を改めるという形でございますが、これにつきましてはスポーツ振興法の改正が行われまして、条例の項が5項、6項という形で改正が行われた関係から、関係する部分の引用条項を改めるということでございます。施行日は20年4月1日とさせていただいたものでございます。以上でございます。

○委員長

第29号(4)新潟市体育施設条件の一部改正について、教育委員会を市長と改める。それから駐車場の規定を一部変更していくと。また市立中等教育学校ができることにより、表現が少し変わってくると。下山スポーツセンターが7月にできるそうですが、21年4月1日から指定管理者にすると。あとスポーツ振興審議会条例、法改正により言葉が変わってきている面がございます。質問等ございませんか。

○高山委員

陸上競技場のことで普通自動車と大型自動車の分け方を変えたわけですね。普通自動車とそれ以外のものに。

○スポーツ振興課長

教育委員会規則第9条に定めた時点から道路交通法の改正がすでに行われておりまして、改正内容に併せて今回条例に盛り込むという内容です。

○高山委員	ということは、長さが5メートル以上のもの、それから幅2メートル以上のものは大型車ということになるわけですか。そういう言い方はしない。
○スポーツ振興課長	大型車という表現になります。
○高山委員	大きさだけですか。
○スポーツ振興課長	詳しくは排気量もあるんですが、表現の仕方としては大ききで区分するという形で、その箇所だけ盛り込むということでございます。
○高山委員	マイクロバスは5メートル以上あるんじゃないですか。
○スポーツ振興課長	5メートル以上ございます。
○高山委員	ありますよね。普通免許で運転できる。普通車ではないのですか。
○スポーツ振興課長	区分としては大ききで区分しておりますが、免許についてはいわゆる免許にかかる法規の中で、どの免許はどこまで、どの免許はどこまでというふうな区分で規定されています。
○委員長	陸上競技場の駐車場の件、よろしいでしょうか。
○高山委員	それからスポーツに関して市長部局に相当業務が移るわけですが、スポーツ振興課の要員については何か変化があるのでしょうか。
○スポーツ振興課長	今現在13名で事務を行っておりますけれども、同じ体制でそのまま進んでいくという形を考えておりますので、市長部局に移って決済内容は教育委員会から移りますが、内容については全く同じ内容で進みます。
○委員長	では議案第29号の(4)と(5)よろしいでしょうか。(議案第29号(4)・(5)について可決) 29号(6)、29号(7)についてお願いします。

○学務課長

一覧表に基づきましてご説明申し上げます。第 29 号の（6）と（7）が関連がございますので一括ご説明申し上げます。併せまして議案書の 15 ページから 20 ページもご覧いただきたいと思っております。

最初に第 29 条第 6 号でございます。新潟市社会人奨学金条例の制定についてですが、就職やスキルアップのために求められる専門的な知識や技能の取得をめざし、修学を希望する社会人の中で低所得のために修学が困難な者に対し、奨学金の貸付を行うことにより、新潟市で活躍できる人材の育成を図り、新潟市の活性化に資することを目的とした社会人奨学金制度を実施するための条例を制定するものでございます。

以下、その内容でございます。対象者でございますけれども、①市内に住所を有する者で、いわゆる専門学校、短期大学、大学及び大学院に通学する者。②学校を卒業してから社会人として 1 年以上経過している者を対象といたします。③年齢は 23 歳から 50 歳としております。④所得基準でございますけれども、この所得基準は市が定めることとなっておりますけれども、416 万円以下ということで考えております。⑤修学の意味、目的が明確な者ということでございまして、学力基準は設けない。課題作文を提出していただくことを考えております。

次の貸付額でございますけれども、年額 40 万円、30 万円、20 万円から選択することとしてございます。貸付の条件でございます。貸付金は無利子といたします。1 つ飛びまして③の学費を本人が負担する場に限ります。また④では、連帯保証人をつけていただきます。

次に返還でございます。返還期間は 10 年ですが、本人の希望によりまして 5 年で返還するコースも選択できることとしております。②の返還方法ですけれども、7 月と 12 月に返還をしていただきます。これにつきましては、今新年度の予算の中で 30 人の採用予定人数の予算を計上しているところでございます。

続きまして次のページになりますけれども、（7）の新潟市奨学金条例の一部改正について説明申し上げます。

社会人の奨学金制度が制定することによりまして、内容を整理するものでございます。1 点目が、社会人奨学金の貸付を受けた者は、この条例による奨学金制度を利用することができないこととする。もう 1 点、奨学金の即時返還の請求があった場合、債務の期限の利益を失う者に連帯保証人を加えて文言を改めるということでございます。どちらも本年 4 月 1 日から

の施行を予定しております。

なお、この概要につきましては、市民の皆様からパブリックコメントを求めました。昨年の12月9日から1月7日まで30日間でございますけれども、特別のご意見はありませんでした。以上ご説明させていただきました。よろしくお願いいたします。

○委員長

社会人奨学金条例の制定が行われ、またそれに伴って奨学金条例の一部が改正されるということになるわけでございます。これはパブリックコメントは特別のことはなかったというんですが、反応はどうですか。あまり意見を言ってくれる人はほとんどないんですか。

○学務課長

これにつきまして意見はございませんでした。

○佐藤委員

新聞に出ましたが、確かに日本初という。その後はどうなんですか。

○学務課長

パブリックコメントのときにつきましては、当然市報にいがたとか市のホームページに載せまして。

○佐藤委員

パブリックコメントのないというのはご報告いただいたんですが、新潟日報にこれは日本初の社会人奨学金制度ということで発表されたわけですね。そのあとに何か市民の皆さんから質問やご意見はございませんでしたか。

○学務課長

今日の日報に載りましたけれども、今のところ特にありません。

○高山委員

それより中身が今一步わかりにくいんじゃないんですかね。社会人というのは具体的にどういう人を対象にしているのか。社会人というように書いてありますね。ということは学生じゃいけないわけですね。

○委員長

これからの人なんですね。

○高山委員

23歳以上でしょう。

○委員長

すでに23歳以上で一度勤めた経験のある人が学校へ行ってい

て、その対象になりたいということで希望した場合は、今の場合みんな学生ですねというんだけど、どうなりますか。

○学務課長

今一般的には奨学金制度がございまして、新潟市も昨年の4月に奨学金制度を制定いたしました。それはよくあります高校を出て大学へ行って、あるいは高校を出て専門学校へ行ってという進学してということで制度を設けましたけれども、私どもこのたび社会人ということですので、いったん学校を卒業しまして、卒業したあとに社会に出て、例えば就職をして仕事をしている。あるいは残念ながら定職がなくて定職に就いていない人もいるかと思えます。あるいは例えば家庭の主婦の皆さんとか、家庭の主婦の中でも子育てが終わって、これから社会に出て就職を試みようかとか、社会に出て活躍してみようかとか。そういうような方、広く社会人ということで対象に考えております。

○田中委員

貸付条件のところの③、本人が学費を負担している場合に限る。というのはどういう意味ですか。

○学務課長

例えばどこかに勤めている方がいたときに、その会社の研修の一環ということで、会社からそういう費用の負担とか出ているものがありますし、そういう会社の研修は対象になりませんよということになります。あるいはほかに雇用保険の関係でそういう研修をしたときに、補助が出る制度がございましてけれども、そういう制度をもらっている方は対象になりませんよということになります。

○高山委員

市が定める所得基準以下と書いてあるんですが、どの程度ですか。

○学務課長

基準にしましたのが、日本学生支援機構にいろんな奨学金制度がございましてけれども、その中で大学院の方の所得基準といたしまして、大学院生になりますといわゆる20歳を過ぎて成人でございまして、その場合は、普通奨学金制度と申しますと保護者の方の所得で基準を設けていますけれども、大学院の生徒になりますと本人の収入で基準を設けております。

支援機構の基準では416万円以下というふうに基準がございまして、私ども奨学金制度を作るにあたりましては、その学

生支援機構の制度をいろいろな部分で引用させていただいております。この所得基準につきましても同じ 416 万円という基準を考えております。

○委員長 30 人の予算化ということですが、30 人以上出た場合は選考になるんですか。

○学務課長 選考委員会を設けまして選考したいと考えております。

○委員長 ほかに何かございますか。

○高山委員 そうすると例えば働きながら学ぶという人でも OK なんですね。23 歳であれば。

○学務課長 それは条件に合えば可能です。ただ例えば通信教育ということになりますと、私どもは学ぶにあたりまして非常に学費がかかる、負担が大変だということで援助するものがございますので、通信教育はそれほど費用もかかりませんので、通信教育は対象外としております。

○高山委員 30 人というのは 40 万円が 30 人なんでしょう。例えば 20 万円でもいいという人もいるわけですね。これは本人が選択するわけですか。

○学務課長 そうでございます。

○高山委員 所得によって分けるというわけではない。

○学務課長 本人の選択です。

○高山委員 けさの新聞に出たのに、何の問い合わせや反応がないと言う事は、世間にはあまりよくわかってないんじゃないかなという気がするんですよ。社会人の奨学金制度というのは今、これぐらい聞かなければわからないという状況ですから、もう少しうまく説明して PR して広めていただきたい。しかも全国初ということで、誰も借りる者がいなかったのではちょっとさみしいこともありますので、ご努力をいただきたい。

○学務課長	これから PR していきたいと思います。
○委員長	<p>ぜひ PR していただきたいと思います。それでは 29 号の（6）と（7）よろしいでしょうか。（議案第 29 号（6）・（7）について可決）</p> <p>29 号の（8）新潟市学校給食センター条例の一部改正について、お願いします。</p>
○保健給食課長	<p>議案第 29 条（8）、議案書の 22 ページの新旧対照表をご覧くださいいただきたいと思います。</p> <p>まず老朽化の著しい白根学校給食センターを今年度をもって廃止するというでこれを削除いたします。そして大鷲学校給食センターを増改築し、月潟学校給食センターの建替えによりまして名称、それから位置の変更ということの規定の改正でございます。以上でございます。</p>
○委員長	白根学校給食センター、大鷲学校給食センターに関わって、新しくは白根学校給食センターになると。なお、月潟についてこれは場所は。
○保健給食課長	場所の変更はございます。
○委員長	<p>よろしいでしょうか。（議案第 29 号（8）について可決）</p> <p>それでは 29 号（9）、（10）お願いいたします。</p>
○教職員課長	<p>議案第 29 号（9）新潟市立中等教育学校条例の制定についてご説明申し上げます。議案書の 23 ページをお開きいただきたいと思います。</p> <p>この条例は新たに設置します、市立の中等教育学校について条例を制定するものです。</p> <p>第 1 条は、設置、中等教育学校を設置する。第 2 条については、名称を新潟市立高志中等教育学校、位置を新潟市中央区高志 1 丁目 15 番 1 号と定めること。第 3 条、管理運営に関する事項については、教育委員会規則で定めること。第 4 条、入学検定料の納付について、入学願書の提出のとき 2,200 円を納付すること。</p> <p>これについて少し説明を申し上げますが、いわゆる中学校から高校までは中高一貫ですので、前期の最初の入学検査料とし</p>

て2,200円を納付するという規定でございます。

5条は、後期課程に進級した生徒から5,650円の進級料を納付すること。これは普通の通常でいきます高校の入学料に相当いたします。6条ですが、後期課程の生徒から、高校相当ですので年額11万5,200円の授業料を納付すること。1つ飛びまして、第8条、授業料の全部または一部免除できる規定を設けたことなどを規定しております。

24ページから25ページにかけてでございますけれども、施行期日については開校は平成21年4月1日ですが、生徒募集に伴い入学者選考検査を実施することから、設置については平成20年11月1日としております。この設置に併せてこの中等教育学校の校長と教頭を任命していくというようなことになりません。

続きまして、一覧表のほうをご覧になっていただきたいと思っております。一覧表の最後のページでございます。横の一覧表の第29号の(9)というところをご覧になっていただきたいと思っております。

この市立中等学校条例の制定に伴って、改正が必要となる条例を併せて改正いたします。その一覧表の中で改正する条例として、教育委員会所管ということで、新潟市教育職員の給与及び休暇に関する条例、以下ここに書いてある条例がございますけれども、これについては後期課程の教育職員は市費負担となることから条例の適用を受けるため、中等教育学校後期課程を追加いたします。

その下にございます市長部局所管の条例の3つにつきましては、中等教育学校前期課程または中等教育学校後期課程を追加するものでございます。以上でございます。

○委員長 中等教育学校が設立されることに伴って、条例ができるということですが、いかがでしょうか。

○高山委員 2,200円の入学検査料の算出根拠はどういうことですか。

○教職員課長 これは市立高等学校の入学検査料と同じです。

○高山委員 それから授業料11万5,250円、これはどういうことですか。

○教職員課長 これも同様に現在の市立高等学校の授業料と同じです。

- 高山委員                      それから前期、後期ですが、前期はいわゆる中学校ですね、例えば校長会という組織があるんですが、この校長はどこに入るんですか。
- 教職員課長                      今実際におっしゃっていただいたように、校長会は任意団体でございますけれども、例えば新潟市の中学校長会には例えば附属中学校ですとか私立一貫の中高の例えば清心、明訓、第一の中学校の校長先生も毎回ではないんですけれども、何回か出てきていただくような形ですので、任意参加ではございますけれども、新潟市の中学校長会にはたぶん私立や附属と同じような形で任意参加をしていくということになると思います。
- 高山委員                      高校の校長会というのはあるんですか。
- 教職員課長                      高校は市立高校は 3 校でございますが、定期的に市立高校の校長会を開いておりますので、そこには今度中等教育学校の校長も後期課程という形で出る形になります。
- 高山委員                      両方出る。
- 教職員課長                      そうです。
- 委員長                      県はありませんか、校長会は。
- 教職員課長                      県の高等学校校長会がございますので、それはオブザーバー参加みたいな形で出るようになります。
- 委員長                      ほかにございませんか。11 月 1 日から設置されるという形で、そして校長、教頭もこのときに任命されて、そして入試の準備に入るとそういうことですか。
- 教職員課長                      そうでございます。
- 委員長                      一般職員はこのときはまだ決まらないわけですね。
- 教職員課長                      翌 21 年の 4 月 1 日辞令で配属される。

○委員長	具体的に仕事をするのは教育委員会の職員がやるわけですか。入試問題とか。
○教職員課長	はい。今一般的な準備については、教職員課の中にございます中等教育学校の設立準備担当が2人おりますので、その副参事がやりますけれども、入学選考検査等、それから教育課程の編成、校歌等の制定については学校支援課のほうの担当が行っていくという予定でございます。
○委員長	わかりました。大変になりますね。
○高山委員	県費と市費と両方いるわけですね。
○教職員課長	今高山委員さんがおっしゃったように、前期課程は県費負担の教職員、市立学校の中学校と同じですけれども、後期は市費負担の教職員となります。
○委員長	ではよろしいでしょうか。(議案第29号(9)について可決) 議案第29号(10)についてお願いします。
○教職員課長	新潟市立小学校条例の一部改正について説明申し上げます。 新旧対照表32ページをご覧いただきたいと思えます。 この改正は新潟市立大淵小学校の移転に伴い、別表に規定している位置を新潟市江南区大淵1760番地の1に改めるものでございます。また酒屋小学校及び割野小学校の統合により、学校名を新潟市立両川小学校とし、学校の位置についても新潟市江南区酒屋町687番地1に定めるものです。施行日は、大淵小学校の移転については平成20年4月1日からとし、統合による改正規定は平成22年4月1日からとなっています。なお、統合の規定については統合校舎建設補助採択の関係から、時期を繰り上げて改正するものでございます。以上でございます。よろしく申し上げます。
○委員長	大淵小学校と新しくできます両川小学校、酒屋小学校と割野小学校が統合するわけですが、それについての条例の改正ということになりますかよろしいでしょうか。(議案第29号(10)について可決) 続いて一般会計予算になりますが、(11)、それでは長谷川教

育次長よろしく申し上げます。

○長谷川教育次長

お手元の平成20年度当初予算事業説明書というものがあると思います。それからきょうお配りした差し替えという形で1枚の紙がいつていると思います。よろしいでしょうか。

それでは今差し替えがありました総括表について若干説明をさせていただきます。教育委員会の所管になりますが、来年度の当初予算の総額でございます。1、歳入のところの真ん中へんの黒枠で囲んでありますところ、58億7,200万円余でございます。これが来年度の歳入の総額でございます。それから2の歳出のところでは、下のほうの黒枠のところでございます。約273億5,400万円余と、いずれも若干減っておりますが、大体ベースの数値を確保しているところでございます。

以下、各課の予算につきましてはご覧をいただきたいと思えます。

それではめくっていただきまして、右肩のところにNo.1と書いてあるのがページ番号でございます。1ページをご覧いただきたいと思えます。

主な新規事業、拡充事業、それから説明をいたすものとしてゴシックで表示をしてある部分について説明をさせていただきますと思えます。私の担当であります学校の管理と生涯学習関係の部分につきまして12ページまで説明をさせていただきます。

それでは最初に一番上の学校図書館支援センターの設置についてでございます。学校の図書館は子どもたちの読書活動の推進や調べ学習への対応など、一層の機能の充実が求められておりますことから、区の基幹的な公共の図書館に学校図書館を支援するセンターを整備していくものでございます。平成20年度は試行といたしまして1カ所を予定しております。特に学校図書館の運営を担当する司書の研修、指導をはじめ、例えば夏休みなど地域の方からも活用していただけるような方策も併せて検討していきたいと考えております。

続きまして2ページをご覧をいただきたいと思えます。一番上の就学援助事業でございます。これは新規拡充ではございませんが、この就学援助の対象となる方が現在4人に1人程度、25%程度と非常に多くなっている関係がございまして、2年前から見直しをさせていただいています。1.4倍までという認定基準は変更せずに、所得に応じて高いほうから一部の支給率を引

き下げるといふ変更を行っておりますが、今年度3年目でございます。これの見直しを実施しているということでございます。

それから次が、社会人奨学金貸付事業、新規ということで、先ほど学務課長がご説明をさせていただいたとおり、就職、あるいは資格取得のために修学を希望する社会人が改めて学校に入ろうというときに、奨学金制度の枠組みを設けるものでございます。

その下の奨学金貸付事業は今年度から実施をいたしましたもので、高校から大学院まで貸付をするものでございます。今年度の例でいたしますと145人貸付を実施いたしましたというようなことでございます。

次に3ページをお開きいただきたいと思ひます。ここからは学校の校舎の設置関係でございます。最初に耐震補強事業でございます。一番上の(屋体)と書いてございますのは屋内体育館のことでございます。屋内体育館につきましては一昨年から耐震補強を始めておりましたけれども、中越沖地震などを契機といたしまして、できるだけ早くやりたいということで、大幅に事業費を拡充したものでございます。来年度は21校の体育館の補強を実施してまいります、来年から3年かけてすべての体育館に補強を行う予定としております。

その下(校舎)としてありまして、新規となっております。今まで学校の校舎の耐震につきましては、改築をするとき、あるいは大規模改造に併せて行ってまいりましたが、やはりこの校舎につきましても至急耐震化を進めるということで、来年度は31棟を工事予定していますが、来年度から27年度までに終えてしまおうという計画で実施を予定しているところでございます。

その下からが学校の改築事業でございます。建替え、増築といったものでございますが、3ページは大野小学校となっておりますが、このページから4ページと5ページはいずれも現在継続して建設を行っているものでございますので、省略をさせていただいて、6ページから新たに学校の建設に着手するものということでございます。

最初に(仮称)両川地区統合小学校、先ほども出てまいりましたが、22年度の開校をめざしまして来年度から建設に取り掛かるものでございます。その下の新飯田小学校と木崎中学校はそれぞれ単年度の補工費として、新飯田小学校については屋内体育館、木崎中学校については武道場ということで建築してまいります。

7ページをご覧いただきたいと思います。こちらは小針小学校、新通小学校、新関小学校、結・市之瀬小学校、いずれもこれから工事に入るわけですが、その前段の実施設計などを実施してまいります。

一番下の巻北小学校につきましては単年度でプールを改築してまいります。

次の8ページをご覧いただきたいと思います。こちらは大規模な改造を行うものでございます。小学校が4校、中学校が3校、それから翌年度以降に工事をするための設計を小学校3校、中学校1校で実施をしてまいります。

その下が老朽校舎等の改修事業で、内容については右側に記載した内容を行ってまいります。

その下の冷房設備とトイレの改修につきましては、新しい市域、合併地域の学校を対象に実施をしてまいります。旧市内につきましては一定水準終わってございますので、新市域にかかってまいります。

次の9ページでございます。ここからは学校保健の関係でございます。一番下をご覧いただきたいと思います。市立学校児童体外式除細動器、いわゆるAEDでございます。これにつきましては右の下に書いてございますように、18年度からそれぞれ実施をしております。来年度と21年度2ヵ年かけまして、小学校を実施をしてこれで終わりたいというふうに考えています。

次の10ページをご覧いただきたいと思います。米飯給食推進事業、新規と書いてございます。ここではご飯を基本とした日本型の食生活が栄養バランスに優れ、子どもたちの健康増進に寄与する効果が大きいということで、学校給食の米飯回数を現在1週間に4回やっておりますものを、週5回、毎日ご飯という形のもので、来年度と21年度2ヵ年で全市に拡大をしていきたいということでございます。来年度はそこに書いてありますように、市内の半分の学校、東、中央、西、西蒲区の学校で週5回としているところでございます。

その下、記載の中にございますが、米飯回数の拡充に併せてより温かいご飯を子どもたちが食べれるように、小規模な学校ですが炊飯施設を設置するほか、金属性の什器を入れ替えるなど、給食の推進のために必要な機材などを整備してまいります。

続きまして11ページをご覧いただきたいと思います。こちらは給食の施設関連でございます。合併建設計画に基づきまして、ここに出てまいりましたが、白根学校給食センターと月潟学校

給食センター、2つとも来年度の4月から稼働いたします。それに併せまして両センターの既存施設の解体と白根学校給食センターの既存施設の改修を行ないます。

続きまして12ページをお開きください。生涯学習関係でございます。第3期生涯学習推進計画基本計画策定事業となっておりますが、総合計画や教育ビジョンの目標に沿って、生涯学習基本計画の策定、これは20年度、21年度で策定をすべきものでございます。

私からは学校関連、生涯学習として以上でございます。

#### ○委員長

12ページまで今説明をいただきましたが、予算関係を全部通して説明をいただいたあとで、ご質問ご意見等をいただきたいと思っております。西山教育次長お願いします。

#### ○西山教育次長

続きまして、学校教育、地域連携担当よりご説明申し上げます。13ページをご覧ください。先ほどお話がありました(仮称)高志中等教育学校整備事業につきましては、記載の各課で実施することになりますが、ここで一括してご説明申し上げます。

平成20年度予算では、平成21年4月の中等教育学校の開校に向けて必要な施設改修や設備整備等の準備作業を行います。具体的にはエレベーターの設置や教室、トイレなどの施設改修、給食関係や生徒、職員用の備品などの整備、校歌、校旗、校章の作成にかかる整備でございます。またパンフレットなどを活用して積極的にPRに努めてまいります。

次の指導力不足教職員研修事業では、幼児・児童・生徒に適切な指導、対応ができない支援を要する教職員に対して、予防的研修の充実を図ってまいります。さらに改善が認められない場合は、指導が不適切な教職員に関する審査会を開催し、専門的なご意見をいただきながら、指導が不適切な教職員の認定を行った場合、総合教育センターにおいて原則1年間の指導改善研修を実施してまいります。

次の教職員ヘルスケアシステム事業につきましては、増加傾向にある教職員の精神疾患に対して予防及び早期発見や適切な対応を行うために、心と体の相談室の相談事業や、健康づくり講座を引き続き実施するとともに、病気休職者の円滑な職場復帰と復帰後の再発防止につながる支援体制の拡充のため、新たに、仮称ではありますが、健康審査会を設置し、専門的な意見をいただきながら、職場復帰のための支援体制を整備してまいり

ます。

次の教職員採用等事業では、市立小・中・特別支援学校の教員の採用、管理職の登用に関する選考検査を引き続き実施いたします。

一番下の教職員の人事管理の適正化事業につきましては、優秀で多様な能力をもった教職員を確保していくために、教職員に対する市独自の人事評価制度による管理職評価、教職員評価を試行実施するとともに、優秀教職員に対する表彰制度を実施してまいります。

また、校長、園長に加え、新たに評価者である教頭に対して評価者研修を実施し、市独自の評価者制度の定着と推進を図ってまいります。

続きまして 14 ページをご覧ください。政令市として研修の充実が求められることから、双方向の研修をさらに充実させ、ステップアップ研修事業の中にマイスター養成塾について若手教師道場を新たに加え、基本的な指導技術を備えた若手教員を養成してまいります。

引き続き 15 ページをお開きください。一番下に記載してあります学力実態調査につきましては、小学校 5 年生、中学校 2 年生の全児童生徒に拡大して実施するとともに、全国学力調査について検証改善委員会を引き続き設置してまいります。

次の 16 ページをお開きください。中ほどのいじめ問題の対策といたしまして、24 時間いじめ電話相談窓口の開設や、カウンセラー等活用事業を実施するとともに、不登校の未然防止にも取り組んでまいります。

次の 17 ページをお開きください。一番下でございますが、(仮称)西新潟地区への特別支援学校の新設につきましては、旧巻工業高校跡地を取得、活用し、当初の合併建設計画より 1 年早めて 22 年度開校をめざし、基本設計、実施計画を行います。

続きまして 18 ページをご覧ください。地域と学校パートナーシップ事業では学・社・民の融合による教育を推進するため、19 年度から地域教育コーディネーターを各区に 1 校、計 8 校をパイロット校として配置しております。地域社会全体で子育てや教育活動を支え、担うことができるよう、地域や関係機関と連携して教育力の醸成や体制作りに取り組んでおります。今年度は国が創設した学校支援地域本部事業の委託を受け、地域教育コーディネーターの配置校を拡充し、40 校で実施いたします。

また子どもが安全に安心して活動できる場所として、放課後

や土曜日の午前中などに学校を開放し、地域の人材を活用しながら異年齢交流等を図るふれあいスクール事業では、前年度 35 校から拡充し、39 校で実施いたします。以上で私の報告は終わります。

○委員長

それでは 19 ページからになりますがお願いします。

○田中教育次長

最後になりますが、私のほうから生涯学習センター、公民館、図書館関連事業についてご説明申し上げます。19 ページでございます。生涯学習センター所管事業が記載されてございます。

最初の家庭教育振興事業でございますけれども、学校や地域、企業と連携・協力いたしまして、子どもの基本的な生活習慣の形成や家庭教育への啓発を目的といたしました、早寝早起き朝ごはん運動を推進するために、朝ごはんのレシピ集作成や広報活動を展開いたします。

また地域コミュニティ協議会、これは概ね小学校ごとに実施されていますけれども、コミュニティ協議会と協働で朝ごはん料理講習会を開催いたしまして、地域全体でこの運動を啓発していくとともに、子育て学習出前講座等を通じまして、家庭教育に関する学習の場の提供を図ってまいります。

また市民の高度で専門的な学習ニーズ、要求に応えるために、にいがた市民大学を開設していますけれども、来年度は今年度に引き続きまして市民企画講座、あるいは大学連携講座、地域連携講座、こういったものも用意いたしまして、多様な学習機会の場の提供に努めてまいります。

ちなみに今市民企画講座といたしましては、自転車テーマとするものが市民から提案として挙がっておりますので、それをやっていくということでございますし、大学連携は国際情報大学と連携しています。それから地域連携は江南区という形になっています。

続きまして 20 ページでございますが、公民館活動協力員との協働事業が記載されておりますけれども、19 年度の区制施行に伴いまして、各区の中心的な公民館、基幹公民館と申しますけれども、そこに公民館運営審議会を設置しておりますけれども、そのほかの地区公民館には公民館活動協力員を配置しているところでございます。こういった方々に地域のニーズの把握をお願いいたしまして、公民館事業の企画運営に参加していただきながら、実情に即した公民館運営を進めてまいりたいと思いま

す。

また地元のコミュニティ協議会と連携を深める中で、市民みずからが地域を学び、地域を愛する心をはぐくむ地域学振興事業におきましては、従来は7館でやっておりましたが、8館に拡大いたしまして、各区で1館実施いたします。区の区域内や地域コミュニティ協議会のエリア内などで、みずから地域課題の解決方法を探り、その成果を地元還元することで、地域づくりに生かしてまいりたいと思っています。

最後 21 ページでございます。中央図書館所管事業が記載されてございます。最初の図書サービス推進事業でございますが、政令指定都市にふさわしい規模と機能を有する図書館として、昨年10月に開館いたしましたほんぼーと中央図書館をはじめといたしまして、各地区図書館におきまして市民の生涯学習を支援するため、引き続き幅広い資料を収集するとともに、文化講演会、読書会など、各種講座、行事を開催いたします。

また障がい等、寝たきりなどございますけれども、障がい等により来館が困難な市民に対しまして図書や収穫資料の宅配サービスを実施いたします。

次のビジネス情報提供事業では、市民が仕事で活用できるビジネス関連書籍や DC を提供するとともに、ビジネス講座を開催いたします。

子どもの読書環境整備事業につきましては、中央図書館開館1周年事業といたしまして、絵本原画展や講演会、映写会などを開催するほか、読み聞かせボランティア養成講座を開催いたします。

また最後の、図書館サービス向上事業につきましては、現在市内14の図書館がオンラインで結ばれておりますので、どこの図書館でも本は借りられるようになっておりますけれども、それがそのシステムを使って返却できるように配本車、車で配本いたしますので物流でありますけれども、そのための配本車を運行するというので、市民サービスの向上に努めてまいります。以上で20年度当初予算概要について説明を終わります。

○委員長

それでは教育総務課お願いします。

○教育総務課長

先ほど長谷川次長が学校図書館支援センターの説明をいたしましたけれども、そのセンターについて補足説明をさせていただきます。このペーパーを机上配布させていただいたと思うん

ですが、学校図書館支援センターの概要でございます。

設置目的、先ほど長谷川次長がご説明いたしましたけれども、読書活動推進のため公共図書館とか学校教育が連携して学校図書館を支援するというところでございます。したがって公共図書館に学校図書館支援センターを置き、正規の司書、学校図書館経験のある正規の司書2名を配置したいと考えております。

司書だけでは学校図書館の運営のみの支援しかできませんので、右側のほうになりますけれども、学校図書館を活用した教育をどう実践して広めていくか、その点を充実させる必要があることから、学校支援課の担当の指導主事と連携をとりながら学校図書館教育についても支援、充実させていこうというふうに考えております。

その下の組織案でございますけれども、区の基幹的図書館に学校図書館支援センターの機能をもたせて区内の学校図書館の活動を支援する仕組みづくりを行う。平成20年度が試行的に1カ所、まずは西蒲区の西川図書館を考えておりますけれども、そこに支援センターを設置する。したがって指揮命令は館長が業務を総括するというところでございます。

業務内容につきましては学校図書館の司書は1人配置でございます。司書のスキルアップ、自己努力ではどうしても限界がございますので、学校図書館に勤務する司書への研修、指導、業務マニュアルの作成などを考えております。

それから教育ビジョンを進める地域に開かれる学校づくりを図書館の側でも実践するために、ボランティアの育成、活用の検討、それから地域開放、これは昨年夏試行的にやりましたけれども、その取り組みを進めていきたいと考えています。それから併せて学校図書館に関する調査、研究なども行っていきたい。

その下の特記事項でございますが、現在指導主事、学校長、司書教諭、学校及び公共図書館の司書のメンバーによる学校図書館支援センター運営検討委員会を設置して議論を進めておりますけれども、引き続きこれを学校図書館支援センター運営委員会として、そのときどきの図書館に関する課題を確認し、提言、助言しながら、支援センターの試行内容を検証していきたいというふうに考えております。説明は以上です。

○委員長

学校図書館支援センターについて詳しく説明いただきまし

た。それでは時間も相当経ちましたので、予算関係について一括ご質問、ご意見いただきます。通してご意見をいただきますがいかがでしょうか。

○佐藤委員

まず図書館支援センターの件ですが、これ西川図書館を選定した理由があるのでしょうか。というのが1点。それとこの予算からいきますと正規司書2名のうち、人件費というふうに考えてよろしいのでしょうか。ということこれは常勤の正規司書、支援センターのメンバーが2人常勤をされると、3名になるんですよね。3名でこの西川図書館で運営をしていくという。その目的がこの事業の概要のほうに書かれていると思うんですけども、それが1点。

○教育総務課長

西川図書館を考えている理由ですけれども、今学校司書を全校配置しております。合併地区につきましては5.5時間の臨時司書が配置されています。そういう意味では学校図書館の運営については5.5時間というところで弱い面があるという、それが1点。それからもともと合併地区については司書が配置されていなかったものですから、子どもの本の貸出量が旧市と比べると2分の1から3分の1ということで、かなり読書量が低下しているという、そのレベルアップを図りたいということから、西川図書館を考えたということでございます。

それから事業費の4,375,000円ですが、これについては正規司書、学校図書館経験のある正規の司書を学校図書館支援センターのほうへもってくるわけですけれども、それは従来から人件費の中で積算されております。したがってこの437万というのは正規の司書を学校図書館支援センターのほうへもってくる代わりに、学校のほうに2名非常勤職員として代わりに穴埋めするということから、その人件費と、それからあと事務的経費と旅費でございます。

○佐藤委員

わかりました。ありがとうございました。

○高山委員

関連して。これは各区1つずつ作るわけですね。何年度ぐらいまで。

○教育総務課長

まだ見通しは立っていない。ただ各区に基幹的図書館が例えば江南区においてはまだありません。合併建設計画に載ってお

りまして、それが 23, 4 年ごろの予定にはなっていますけれども、それがどうなるかわかりませんので、8 区すべてに支援センターがそろうというところは今のところはまだ未定です。

○高山委員                      その体制組織としてはこういう形ですか。正規 2 名。正規をどこからもってくと。

○教育総務課長                  今学校図書館には 30 名ほどの正規司書がおります。

○高山委員                      学校図書に勤めている方を充てると。補充は。

○教育総務課長                  非常勤で。

○高山委員                      わかりました。

○委員長                        学校図書館支援センターについてほかにいかがですか。西川図書館、西蒲区になるわけですね。巻はなかったわけですか。

○教育総務課長                  建設する予定にはなっています。

○委員長                        建設予定できちんとしたのはできていなかったんですね。それで基幹図書館を西川図書館にしていると。

よろしいでしょうか。支援センターができると各学校、また助かるところがたくさん出てくるんじゃないかなと期待しております。

○西山教育次長                  委員長、進め方なんですけど、できたら課ごとに、課長さんがいますので、質問していただければありがたいです。

○委員長                        それでは教育総務課について、いかがでしょうか。

○高山委員                      教育フォーラムは今年度並ですか。

○教育総務課長                  今年度並を考えています。

○委員長                        それでは 2 ページの社会人奨学金貸付事業、学務課お願いします。何かご質問。よろしいですか。

○委員長	続いて施設課いかがでしょうか。
○佐藤委員	この両川の統合小学校の建設に関してはこれは建築の確認申請の許可は下りているんですよね。
○施設課長	これからです。
○佐藤委員	実はご存知のように耐震構造の問題でかなり確認申請の認可の下りるのが遅れているんです。民間では相当厳しい状況になっておりまして、それは多少は違うとは思いますが、そういう遅れ遅れのもので、もちろん申請の許可が下りたとしても、建築をするのは民間の業者が一応するものですから、その辺の押せ押せのところがあるので、完成の予定をしているところからかなり前倒しで計画を練っていかないと、たぶん厳しい状況になるように感じるので、その辺のスケジュール管理をぜひお願いしたい。
○施設課長	今の件ですが、ことし着工しております鳥屋野小学校、ちょうど去年の6月ぐらいからそういう話が出ておりまして、確かに鳥屋野小学校の許可が下りるのにちょっと時間がかかったという轍を1回踏んでいますので、今私どもは建築については公共建築2課に依頼して発注してもらっていますから、当然それを十分踏まえていますので、少なくとも新年度中からそういうことがないように早めに手を打っていきます。
○委員長	ほかに施設課についてございますか。冷房設備、それからトイレの改修についてお話があったんですが、これはまだたくさん残っているわけですか。
○施設課長	一応予定としては20年度で終わるようにしたいと思っています。ただ合併地域の中でチェック漏れ等が出てくるかもしれませんので、若干積み残しとか出てくれば21年度にもずれる可能性はありますが、概ね20年度までに終了したいと考えています。 ただトイレにつきましては昭和54年以前のトイレということで取り組んできましたので、最近それから結構時間がかかっていますから、それ以降のもので古いものについては見直しが必要じゃないかなという部分がありますので、事業そのものが今年度で終わるかどうか、たぶんもうちょっと継続して取り組む

必要があるのかなとは思っています。

○委員長                   あまり多くはないということですね。

○施設課長                そういうことです。

○委員長                   わかりました。それでは施設課よろしいでしょうか。続いて保健給食課になります。

○高山委員                就学援助の人たちがそのお金を渡しているのにも関わらず、納めてないという状況があるわけですが。

○保健給食課長            昨年未納につきまして補填を約 200 万円ほどいたしました。この春からこれまで教職員課を含めて関係各課協力のもとで各学校へ出向きまして、校長先生、または学校内部から未納の保護者宛には督促を積極的に行っていたいております。昨年の約 200 万円の補填のうち、残っている 50 万円ほどまだ未納が積み残し分がございます。

その保護者の中でも、この 50 万円の内訳といたしましては、少しずつでもいいから返しますという保護者もいらっしゃいますし、ただ 4 世帯ほどがなかなかこちらの問いかけにも答えないという世帯がございます。そういった世帯につきましてはこれからまた各学校の校長先生から督促なり、また個別の相談をしていただいて、それでもなおかつ何も反応がないということになれば、前々からお話申し上げていた法的な措置ということに踏み切らざるを得ないと考えています。

○委員長                   よろしいですか。ほかに保健給食課について。

○田中委員                21 年度までに全市が米飯、週 5 回ということになっていますけれども、そうしますと給食の中で全く麺類というものが出ないということなんでしょうか。子どもたちが月に何回かリクエストメニューという形で希望しているメニューが出てくるというのを今小学校でやったりするんですけども、麺類は給食には全くないんでしょうか。

○保健給食課長            昨年食育推進計画、これも審議会の中で新潟市の計画が進められているんですけども、その中には完全米飯給食、ここに

は完全米飯給食と明記されておりますけれども、一応原則という言葉が前段についておまして、そういった意味合いからしますと、すべてを米飯ということではなくて、中にはそれぞれの学校のいろいろなイベントなり、そういった給食習慣的なものもありますので、そういった中ではそれぞれの学校の裁量でそういった部分も出てくるということも考えられるかと思いません。

ただ我々としては週5回というのは統計的には堅持はしていきたいなどは考えています。

#### ○高山委員

今食品偽装だとか中国の餃子問題、さらには発展して食物の自給率と、これは非常に食育を行うのにいい機会であると思うんです。これで見ると食育ミニフォーラムに10万しかついてない。こういったものをもっと増やして、食育の根本のところを子どもたちに考えてもらうということは大事なんじゃないかと思うんです。そのほかいろいろありますけれども、たしても100万にならないですね。

ちょっとこれは教育ビジョンで食育というのを大きな柱として位置づけている以上ちょっとさびしい気がします。ですから金の問題は別としましても、そういった意味で食育について先生方、学校に話をさせていただいて、今はある意味でのチャンスだということで確認をしていただくことをお願いしたいんです。

#### ○保健給食課

金額的にはあまり多くない事業がここに並べてございますけれども、これらの事業も一昨年度から新規の事業として順次進めているものでございます。またここにはございませんけれども、市内に8つの大学がありまして、ここの連携をということで、食育と健康づくりの連携を、新年度約2千万円、この事業からやろうとしていまして、この中に食育の事業ということでは私どものほうから今後食育の教育を進めていく中で教材作りというものがあります。

これは今お話申し上げましたのは、食育健康づくり推進ということで、私どもの中では今ほど言いました子どもたちに食育の教育を進める中で教材作りがなかなかいいものがないということで、これらは市内の各大学の中でご協力いただこうと。そういう中では2千万円の中の1つの費用ということで、新年度に向けて進めています。これをまとめているところが食育健康

づくり推進課という市長部局の課でございます、そこと連携していきたいと思っています。

○委員長 課がまた1つ入るんですか。

○保健給食課 市長部局に食育健康づくり推進課というセクションがございます、こちらがこういった食育健康の調整役を進めている課でございます。ここが音頭をとりながら進めているところです。

○高山委員 ぜひとも将来を担う子どものことですので、その辺とタイアップしてやっていただきたいなと思います。

○委員長 ほかにございませんか。それでは次へまいります。どうもありがとうございました。生涯学習課、何か質問ありませんか。

○佐藤委員 お願いなのですが、ことし成人の日の実行委員会の学生の数がだいぶ少なかったもので、ぜひ大勢の方に参加していただく実行委員会を組織していただきたいと思います。

○生涯学習課 わかりました。努力いたします。

○委員長 生涯学習、ほかにございませんか。それでは次へまいります。教職員課お願いします。何か質問ありませんか。

○佐藤委員 教職員の皆さんのヘルスケア事業の中で健康審査会を、もうちょっと詳しく教えていただきたい。人間ドックとは違うんですね。

○教職員課長 従来ですと休職に入る、あるいは休職から現場復帰するという状況ですけれども、専門の医師2名の診断書が出てくれば自動的に休む、自動的に復帰するという形だったんですね。

ただその中で最近繰り返しが多くなってきているという現状の中で、健康審査会という制度は実際に休む、力点を置くのはどちらかというとは戻るほうです。できるだけ現場復帰をスムーズにするために、戻る際に本当にこのまま学校現場に戻すことができるのかどうかというような職場復帰プログラムというようなものを作りながら、戻すことができるかどうか、もう少し、例えば療養を続けたほうがいいのかというようなこと

	を審査していくような会でございます。
○佐藤委員	メンバーはどういう人たちなんですか。
○教職員課長	お医者さんです。
○佐藤委員	お医者さんのみ。
○教職員課長	はい。どうしても精神疾患が多いですので、一般のお医者さんプラス精神科医も含めてということになります。
○佐藤委員	教職員のうちのベテランの人というのは加わらないんですか。
○教職員課長	実際に復帰支援プログラムの中には管理主事、指導主事も含めて指導体制の中には入ってきますので、復帰支援プログラムをやって大丈夫かどうかという報告書に意見は言いますが、実際審査していただくのは専門家というふうに考えています。
○佐藤委員	わかりました。
○高山委員	今こういう設置をしますけれども、これまではどうなんですか。
○教職員課長	先ほど言いましたように、新潟県自体は県も市も含めてですが、健康審査会という制度がありませんので、医師2人の診断書が連名も含めて出てくれば同時になっていたというような現状です。
○高山委員	つまり先生方が相談するようなところはなかったんですか。
○教職員課長	実際に県全体でいきますと、県の福利課が中心になって相談体制とか相談する場所というのはございます。ただほとんどが専門のお医者さんのところへ直接行ってというケースが大部分です。
○委員長	長期にわたって精神疾患で休んでいるというのは、前にも話

題になったみたいですが、新潟市ではどのくらいですか。

○教職員課長

病気休暇、休職できようこの予算があるので1月31日現在で確認をしたんですが、休職、休暇を含めて今年度50名です。前年度39名ですので、増加しております。

○高山委員

それから指導力不足教職員の研修が終わったあと、当該職員の措置の制度化を行うと書いてあるんですが、制度化というのは。

○教職員課長

実際にいくつかの選択肢がございますけれども、例えば1年間総合教育センターで指導改善研修を受けたときに、終わってから回復したということで現場復帰できるのは問題ないと思いますが、それが難しいという場合に、1つは、研修をもう1年継続するという方法があります。例えば2年継続してだめだったときはどうするのかという話がありますので、そうしたときに例えば分限免職ですとか、もう1つは、配置換えがございます。教諭から例えば別の職に動かすということも制度的には可能です。それが本当に実際問題としてできるのかどうかということも含めて、例えば配置換えをするとすれば、その配置換えできる規則とかそういうものを明確に作らなければいけないという意味で、制度化という表現をしております。

○田中委員

精神疾患で例えば半年なり休養をとられた先生が再び学校に復帰した場合に、担任の先生だった場合、同じ担任としてそのクラスに戻る、普通そういうふうな段取りになるのでしょうか。それともいったん担任を変えてもらったので、クラスを持たないとかそういう何か決まりはあるのでしょうか。

○教職員課長

特に具体的な決まりとか約束事はございませんが、1つのクラスをもっていて病気になった場合、そのクラスへ年度内であれば戻ります。例えば4月から6月学級担任をしていて、3ヵ月休んで、そのまま戻る場合には、その年度内に戻る場合には基本的には学級の担任として戻るというのは通例でございます。

ただ年度をまたぐような場合については、その学級ではなくて、別の学級にしたりとか、場合によっては学級担任ではなくて級外でほかの学級担任を支援するというような、個々具体的

な状況ではございますけれども、一般的にはそういう対応をしております。

○田中委員

といたしますのも、半年近く担任の先生が休んでいられるとき、別の先生が代わりに入るわけですね。せっかくそれに慣れた子どもたちがまた新たに一から先生に慣れるようなことを始めなければいけないというようなことが子どもたちにはストレスになるということと、だからうまくいくというわけじゃなくて、またやっぱりだめだったということで、1年のうちに3回も4回も担任の先生が変わられるという場合があるんですね。そうすると子どもたちにはすごくマイナスになるんじゃないかと思えます。

○教職員課長

今おっしゃるような事例がないわけではございませんので、例えば級外にいる教務主任が代わりに学級担任するとか、少人数担当でベテランでいろんなクラスをリードしている人から学級担任を変わってもらうという、その状況に応じて対応をとっているところです。

○高山委員

制度化というのは必要だと思うんですね。1年に3回も4回も先生が変わったんじゃ、子どもはかわいそうですよね。ですからもしそういう予想ができるような場合には、きちんとそういう制度上、決めてしまうというようなそういう意味の制度化というのも視野に入れたほうがいいんじゃないでしょうか。

○委員長

総合教育センターの編成についても課長のほうで答えてくださるという話ですが、何かご質問よろしいですか。

1つ聞かせていただきたいんですが、若手教師道場という、これは教職員2年目から5年目の間にやるというんですが、希望者だけですか。要するに少人数でやるのかとか、

○教職員課長

基本的に今考えていますのは、全体的に30ぐらいの講座を設定し、その30の中で1人が1年間に2講座ずつ自主選択をしていくというような計画でございます。例えば本当に具体的で、学級の集団活動の作り方とか、板書のまとめ方とか、かなり具体的に2年目から5年目までの若手の教員が具体的に苦しむこととか、思うようにいかない講座を30ぐらい作って、自分が力を伸ばしたいところを毎年2つぐらい選択をして、そうすると

2年目から5年目までですので合計8講座とれますので、30のうち8つ自分の伸ばしたい力を率先して伸ばしていくと、このような計画でございます。

○委員長

全国各地でこういう講座、何とか塾、あるいは横浜の場合ですと教員になる前に研修に取り組んでいるみたいですが、いずれも小グループで指導の先生と人間的なつきあいの中で指導している例が多いみたいですが、2年から5年目というのはそういう研修がまた大事な時期に入るんじゃないかと思っておりますので、あまり大きくしないで、マイスターなど非常にいい企画であったなと思っています。少人数が何度も何度もその人の授業を見たりして指導していけば力がつかないわけがない。そんなことを考えたものですから質問しました。

○教職員課長

実際に30講座から2講座を選びますので、当面新採用数が非常に少ないですので、実質的にはそれぞれの講座は指導主事1人、本当に少人数で一緒にやっていくような状況になっています。

今年度から少し少ない数ですが、試行実施を総合教育センターでしているんですが、みずから新採用2年目の人たちが自分たちもっと学びたいということを書いて、夜公民館を借りて自主的に研修を深めております。そこには総合教育センターの指導主事も勤務時間外ですけれども手弁当で出かけて行って、一緒になって月1回、2回、若手とやっているような自主研修もこれから継続してやっているような状況です。

○委員長

わかりました。それでは教職員課よろしいでしょうか。学校支援課をお願いします。

学校支援課、何かご質問ございますか。一番最初の総括表、これを見ると学校支援課は非常に額が少なくなっているんですが、この減っているのは何でしょうか。

○学校支援課長

まず北区の教育相談室、これは平成19年度予定しておりましたものが9,500万円という大変大きな額でございます。これが今年度完成ということでこれがなくなっております。

○委員長

北区の教育相談センター、相談室ですか。

○学校支援課長	分室になります。
○委員長	分室を造るために 9,500 万ほど計上されていたものが、今年度はできたからいらないと。わかりました。ほかにいかがでしょうか。
○高山委員	この本部スーパーサポートチームの設置というのはもうあるんじゃないですか。
○学校支援課長	現在も活動はしております。サポート体制というようなことで来年度も同じような形で訪問していくというようなことでございます。
○高山委員	それから学力実態調査の件ですが、この4月に全国学力テストを2年連続受けますと。それから市内独自のテストには全校参加しますと。内容の一部変更についてもありますということをこの間我々で話し合ったわけですが、全部校長会を通して伝わりましたでしょうか。
○学校支援課長	通知というような形で各学校のほうに伝えております。
○高山委員	特に反応というのはありますでしょうか。調査をしましたよね。そうすると反対意見も結構あったわけですが、そういったところから何か話はありませんでしたか。
○学校支援課	各学校からその是非について今のところ上がっておりません。
○委員長	話がちょっと飛ぶんですが、県も今年何かを調査する年ということを前にまた書いてありましたよね。平成 20 年に。県も学力テストについて調査をする年であると。これはどういうことですか。
○学校支援課長	全県学力調査ということで、例年2月ぐらいにやっているのでございます。小学校の4年生から6年生まで、そして中学校の2年生と3年生だったと思いますけれども、基本的な問題で実施をしているわけですが、平成 20 年度は実施はしないというような方向です。

- 委員長 20年度はしないと。ほかではやっているわけですか、19年度は。
- 学校支援課長 そうでございます。
- 田中委員 新年度、小学校へ新しく入学する児童の健康診断というのは終わっているわけなんですけれども、普通の学校へ通学する児童で特別支援を要するお子さん、注意を要するお子さんの児童数というのは把握できているでしょうか。今年に比べて増減はどうなっているか教えていただきたいんですが。
- 学校支援課長 今正確な数値はございませんが、就学指導委員会などに出されておりました。特別支援学級に対する増というようなことで、前年度に比べて増加しています。これは新潟市だけではなくて全県的な傾向ということですか。
- 田中委員 昨年は6.3%というふうに出ていますけれども、今年はそれが上がる可能性があるということですか。
- 学校支援課長 6.3%という数値につきましてはこれは数年前に文部科学省のほうで通常の学級の中で特別な支援が必要だと思われるといったような数でございますけれども、それにつきましては新潟市はその6.3という数値まではいっておりませんが、前年度に比べて増えているという状況です。
- 高山委員 不登校未然防止プロジェクト、これも来年度実施するわけですね。今年度先ごろ一部新聞報道で批判的とも思えるような記事が出たんですね。これについては私どもは遺憾な感じもするんですが、支援課としては今後どういうふうに進めていけますか。
- 学校支援課長 なかなか成果が十分だという状況でないことも事実でございますので、特に今年度の状況を見守りながら、また支援を強化したいと考えています。特に各学校に対する支援ということで、中学校区単位で話し合いを行っている、現段階では3回ですけれども、その中に大きな支援をしていきたいと考えています。

○委員長	支援するというのは行って、一緒に相談に乗ったり、指導したりするというそういう意味ですか。
○学校支援課長	はい。
○委員長	学校支援課よろしいでしょうか。ありがとうございました。地域と学校ふれあい推進課について何かご質問ございますか。
○高山委員	来年度 40 校、これはいつまでですか。
○地域と学校ふれあい推進課長	12 月にヒヤリングをしまいいりまして、今大体決まっているところでございます。
○委員長	概ね選定は終わっているというあたりで、そういうところというのは、もしお願いするとしたら、この人にお願いするというそういう見込みもあるわけですか。
○地域と学校ふれあい推進課長	ほとんどそういうあてがあって、手を挙げてきておりました。
○高山委員	40 ですが、それ以上ありましたか。
○地域と学校ふれあい推進課長	新規で 37 校手が挙がりました。しかしいろいろ選定して、新規で 32 校ということになります。
○小池委員	これは新潟市の予算のほかに国のほうからお金が出るということで、一気に多く増やすということなんですか。それに応えて、コーディネーターをおきたいという学校が多かったということは、今年度の取り組みはかなり成功しているというふうに解釈してよろしいですか。
○地域と学校ふれあい推進課長	そのように解釈しております。
○小池委員	どのような評判がありますか。
○地域と学校ふれあい推進課長	成果としては学校支援ボランティアを活用することによって、学習活動が充実した。それから児童の人間関係づくりが広

がったりして、児童が本当に先生とか親とかではなくて、第三者の利害関係のない他人の人たちに認めてもらう機会が増えて、非常に子どもたちが安定してきているというような成果が1つ。

それから地域の方や保護者、社会教育施設の職員の方々にも学・社・民の融合による教育のよさみたいなものが少しわかっていたらということ。

3つ目ですが、学校の職員の意識が少しずつ、子どもたちが変わっていくことによって職員の意識も変わり、今まで自分たちがすべて地域の人たちとの段取りをつけなければいけなかった分が教職員の負担になっていたわけですが、そこらが大変軽減されたということが聞こえてきております。

○高山委員

40にもなりますと研修も大変でしょうし、フォローも大変になってくると思うんですが、例えば区ごとにまとめてやるとか、そういったこの人たちのバックアップについてはどのようにお考えですか。

○地域と学校ふれあい推進課長

現在8校が各区にありますので、そこはずっとパイロット校ということで、そのコーディネーターは今までずっといろんな研修を重ねてまいりましたので、その人たちにリーダーシップをとってもらって、そして他の職員みんなでサポートしていったり、それから今後コーディネーターへのハンドブックみたいなものをまとめていったりして、皆さんにわかりやすくお示しできるようにしていきたいと思っています。

○高山委員

研修については生涯学習課がからんでいるようですね。

○地域と学校ふれあい推進課長

はい。

○委員長

40校で37校、そうすると外れたところがあるわけですね。すでに8校があるわけですから。ちょっと残念だったと思うとおられるんだろうと思うんですが、希望されたところ、ふれあいスクールが35校あったと。坂井東小は、ふれあいスクールをやっていたので非常にやりやすかったと、地域コーディネーターの方がそういうお話をされておりましたが、大体同じところが希望しているんですか。

○地域と学校ふれあい推進課長

はい。ふれあいスクールもパートナーシップ事業も2つ来年度行うという学校は14校ございます。そちらのほうについては大体スムーズに行くのではないかと考えております。

○委員長

予算の効果ですが、広くしたほうがいいのか、深くのほうがいいのかわかりませんが、これまでやってきた経験が生きているという感じがしています。

それでは地域と学校ふれあい推進課を終わりたいと思います。あとまとめていいでしょうか。生涯学習センター、中央公民館ですが、何かご質問ございますでしょうか。

それでは1つ質問したいと思います。この2番目の事業ですね。地域学振興事業というものの、平成20年度は8館に拡大したいと書いてあるんですが、すでに7館が実施しておられるわけですね。この反響はどういうものですか。というのは地域コミュニティが校区ごとにできて、大変盛んになってきているし、また不満も大変たくさん上がってきているという。そういう会があるから相談をしていると、やっぱりこうもしてほしい、ああもしてほしいというお考えなんだろうと思うんですね。不満が出るというのは。今までは黙って言えなかったものを注意してみるようになる。集まって話をするようになるというので、地域学の評判というか、参加者各地区どんなものなんですか。

○中央公民館長

地域学というのはかなり前から公民館主体でやっておりまして、各館に3年間予算を配分しまして、地道にやっておりました。地元学というのがありまして、それは区のほうでやっているものなんですけれども、こちらの地域学につきましてはいろんな地域の問題点を出して、みずから解決方法を探っていきましょうということなので、あれこれ不満を要求するというようなスタンスのものではないです。

例えば鳥屋野の地区ですと、あそこは地盤が低い所なので、自分たちで地図を見て標高を地図に落としていって、水害の場合はどこに逃げたらいいかというマップを作ったりとか、排水路がゴミ捨て場になっていたの、その問題点を見つけ出して自分たちで掃除をして、そして植栽までするというようなところですので、不満を噴き出させるようなところではないということです。公民館としましては問題解決型の地域学ということを目指しております。

○委員長                   そうすると地域学をやることによってむしろ地域がよくまとまったり、あるいは具体的な活動が生まれているということなんでしょうか。

○中央公民館長           ここで育っていった人たちがコミュニティに入って行って、まちづくりに参画するようなねらいを定めています。

○委員長                   わかりました。

○高山委員               学というと学問というか、そういうものを一生懸命勉強しているのかと思ったらそうじゃないんですね。

○中央公民館長           そうじゃないんです。問題解決型ですので、自分たちの地域を自分たちでよくしようという視点でやっている。単なる宝探しではないということです。

○高山委員               ネーミングを変えたらどうですか。勝手に好きな人は地域学で歴史だとかそういうものを勉強しているのかなという感じを受けるわけです。私の勝手な思いかもしれませんが。今のお話を聞きますと、地域の課題を解決する、ご近所の底力みたいなものですね。

○中央公民館長           そのとおりです。ただ歴史を勉強して、例えば 50 年前の写真と今の写真と重ね合わせてどう変わっていったかとか、そういうのから自分たちの目標をどうかしていこうという、ちょっと「学」というのをつけないと集まりにくいところもあるものですから。

○委員長                   ほかにございますか。よろしいでしょうか。それでは通して何か質問があれば。よろしいでしょうか。(議案第 29 号 (11) について可決)

それでは次へいきたいと思います。議案の第 33 号は人事案件ですので、会が終了次第行いたいと思います。

#### 第 4 報 告

○委員長                   報告に入ります。教育ビジョン推進委員会の報告お願いいたします。

○教育総務課長

今日配布いたしました第6回教育ビジョン推進委員会会議概要をご覧いただきたいと思います。2月12日火曜日に第6回教育ビジョン推進委員会を開催いたしました。

2番目の主な説明、協議内容でございますけれども、前回の推進委員会で継続協議になった課題について議論いただきました。

1点目は、特別支援教育ボランティアについてでございます。特別支援教育ボランティアの登録がなかなか進まないということで、交通費等の支給があってもいいのではないか。その是非について説明を求められておりました。

回答でございますけれども、2枚目をご覧いただきたいと思います。ボランティアについてですけれども、学習支援ボランティア以外は交通費を含めて無償で実施している。特別支援教育についてもこれまでどおり無償とする方向で考えていこうということでございます。ただ保護者団体やNPOなどに対して趣旨を知らせるなど裾野を広げていこう。併せてボランティアに対する研修も充実していこうということの回答であります。

これに対して委員各位のほうからの意見ですが、特別支援教育ボランティアについては交通費程度は支給してもよいのではないかというふうな意見もございました。ただ新潟市教育ビジョンの施策に関わる他のボランティアが現実無償であることから、特別支援教育ボランティアに関しても無償にすべきとの結論になりました。

そこでその次の大学生による学習支援ボランティアということですが、3枚目に一覧表をつけていますが、学習支援ボランティアだけが交通費を支給しているということで、こことの整合性がないじゃないのという発言もございまして、これについては参加する大学生へのアンケート調査を来年度実施し、それらを含めて検討することといたしました。

2番目は、学力テストについてでございます。全国学力調査を受けて思考力、判断力、表現力を評価できるNRT検査への切り替えを図るべきではないかということの協議内容でございますけれども、2枚目をご覧ください。

これにつきましては前回の定例会で教育委員の皆様から学校支援課長のほうから説明をし、議論いただいた内容でございます。従来実施してきたNRTをすべての小学校5年生、それから中学校2年生を対象にして実施する。ただし指定する中学校区の学校では基礎基本とともに思考力、表現力等の学力を表現で

きる他の NRT 調査を実施するというこの回答です。

それに対しまして、委員のほうからは1枚目をご覧ください。3月に告示される新学習指導要領の内容に即してこれから各校で教育課程の編成が行われるが、編成作業に活用していくことができる学力テストの結果分析、提言を期待するという意見が出されました。

2番目ですが、その NRT 調査の対象学年を変更することによって、基礎基本を身に着ける教育の推進の指標の修正を提案したところがございます。これにつきましては3枚目、最後のページをご覧ください。今までは中学校3年の学力偏差値の向上ということで、ご覧の成果指標を記載していましたが、NRT 調査の対象学年が中3から中2へと変更することに伴い、成果指標を資料のとおり変更することを提案させていただきました。

これに対して委員のほうからは、数学の学力偏差値、これを50.4から、平成21年度の目標値を51.5まで引き上げるのは厳しいというふうな意見が述べられましたけれども、各校の学力実態に応じた支援や保護者に対する学習習慣定着の働きかけなどを通して、目標達成をめざすことで了承をいただいたところがございます。

もう1点目は、先ほど説明しています来年度の主要事業について説明をさせていただきました。委員のほうからはさまざまな意見が述べられましたけれども、とりわけ教職員の精神疾患でございますが、未然に防ぐ視点から教育委員会としてクレーマー対応の仕組みづくりを進めてほしいという要望が出されております。説明は以上でございます。

○委員長

いかがでしょうか。教育ビジョン推進委員会の会議の報告でございます。ご質問等ございませんか。

○高山委員

この51.5まで引き上げるのは厳しいというのはどういう方の意見ですか。

○教育総務課長

校長先生のほうからの意見です。

○委員長

ほかにご意見ございますか。

○高山委員

どういう根拠で、あるいは研究なさっているのかよくわかりませんが、目標値だから努力すればいいんじゃないかと思うん

ですが。

○佐藤委員

この教職員の精神疾患を未然に防ぐためにクレーマーの対応の仕組みづくりを進めてほしい。ここにかかっているクレーマーというのは、全体的な例えばモンスターペアレンツといわれる人たちの対応とクレーマーというのがイコールなのか。要するに教職員の精神疾患になってしまう主たる原因がクレーマーなのかという、この観点からいくと相当やり方が違ってくると思うんですよ。これはどういうことを言っているのか。

○教職員課長

いわゆる精神疾患になるいくつか要因がございますが、その要因の1つとしてそういうものもあるのではないかと。保護者対応が以前に比べると難しくなっている現状があるので、そこら辺に対する具体的な、教育委員会として方策や支援を考えた方がいいのではないかとのご意見でございました。

○佐藤委員

そうすると精神疾患になるいろいろの原因があると思うんですが、かなりクレーマーが大きいということが仮説として挙げられているということですね。逆に言うと。

○教職員課長

この意見の中ではそうです。

○委員長

なかなか検査、調査をするというのは精神疾患については面倒かもしれませんが、一般には教員に多いのは保護者と担任としてのやり取りの間でそういうのが広がっていく点が多いみたいですね。

○教職員課長

私自身の受け止めとしてはモンスターペアレンツとかクレーマーというような認識がいいのかどうかということについては疑問はあります。保護者はいろんなお話をしてくれますけれども、それに対してしっかり受け止めて真摯に対応しているのかどうかということを私たち教員としては捉えなければいけない。そこら辺のキャッチボールがしっかりできるかどうかということが、ポイントなのかなというふうに考えております。

○高山委員

東京の足立区のクレーマー対応のために弁護士さんが、いわゆる学校のためのチームを作ってくれて、難しい問題が出たらそこへ回して、弁護士さんと相談して答えるというふうなそう

いう組織を作っている。そういうようなことも考えたらどうか。そういうことじゃないんですか。

○教職員課長

おっしゃるとおりです。

○小池委員

解決としては教職員の精神疾患の主たる原因が必ずしもクレーマーと断言できないということですね。ただクレーマー対応については仕組みをしっかりと決めてほしいというご意見だったというふうに受け止めて良いですね。

○委員長

ありがとうございました。次へまいります。報告の2つ目は、評価検討委員会です。

○教職員課長

それでは議案41ページをお開きいただきたいと思います。教職員評価検討委員会第5回の会議速報でございます。もう1つ、本日机上に配布させていただきました目標設定シート、裏側が評価シートがございますが、それはまず目標設定シートのほうをお出しいただきながら、そちらを見ながら説明をさせていただきたいと思います。

このシートは第5回の検討委員会で出された意見をもとに、今一部修正をかけているものです。最終版ではございませんけれども、それも含めてご承知いただければと思います。

1月29日に第5回の教職員評価検討委員会をさせていただきましたけれども、協議の主なものは目標設定シートと評価シートのこの中身についてでございました。

まず目標設定シートですけれども、1点目は、目標項目の4番目、一番左側に地域、保護者との連携という項目がございますが、これはなくてもいいのではないかという意見と、ぜひあったほうがいいという意見がありましたが、最終的には新潟市教育ビジョンの学・社・民融合の観点からも、新潟市としてはぜひこれが必要なのではないかということで、これは残そうというのが1点目でございます。

2点目は、今お示した目標設定シートにはないんですが、委員会のときには目標項目の学習指導の下に努力レベルというのがございました。右側のほうにはチャレンジ度というのがあるんですが、努力レベルとチャレンジ度の関わりが非常にわかりにくいので、1つに統一したらどうだろうかということで、話し合いの結果、努力レベルはなくして、そしてそれぞれの項

目にチャレンジ度というのをつける。

したがってそれぞれの学習指導に対する目標設定、達成基準、方法手段が自分の力から考えてチャレンジ度が高いのか、平均的なのか、やや低いのかということでC1、C2、C3等でやったらどうかというのが意見でございました。

裏側の評価シートのほうをお願いをいたしたいと思います。評価シートのほうは提案したものはかなり細かかったんですが、もう少し簡潔にしたほうがいいのではないかと。実際必要なのは対象の教職員と管理職のキャッチボールがうまくできるようなそういう評価シートにしたほうがいいというのが全体的な意見でございました。

その中でまず1点目は、提案したものはスコアがございました。それぞれの評価が適切なのか、概ね適切なのかによって、例えば2点、1点とか3点、2点、1点とつける中で、トータルあなたは何点ですよというようなスコアをつける案があったんですけども、これについては総合で何点だというのが大事なのではなくて、それぞれの目標に対してどのような取り組みをして、具体的にどういう成果があったのかというのが大切なので、あえてスコア化は必要ないだろうということでスコア化はやめましょう。

もう1つは、中間評価がございいますので、中間評価の中でしっかりと年度途中で進捗状況をキャッチボールできるような中身が必要だということで、評価シートの一番右側ですけれども、中間ヒヤリングで課題になった中身をメモ書きで入れられるようにいたしました。

それから3つ目ですけれども、以前は一番左側に目標設定の項目の評価がありました。目標を立てたものに対してどうなのかというのがありましたが、目標自体は管理職とのキャッチボールの中で設定されるものですのでそれは必要ないのではないかとということで、目標設定の評価ははずしました。

それよりも具体的に実績評価の中でその目標を受けて到達基準はどうであるか。その基準に対する方針や手立て、手段はどうであるか。チャレンジ度はどうなのか。目標達成はどうかという形で、校長の評価と教職員の取り組みが具体的にやり取りができるような流れの中で作ろうということで、この評価を使いながらしっかりと面談に利用してもらおうということで、今こういうような方向になっています。

それ以外の点ですけれども、優秀教職員表彰については、委

員会から提言という形でいただく方向で今考えていますけれども、優秀教職員表彰については本人の申告によって学校長の推薦を得て選考委員会で検討するようにしたほうがいいのではないかと、優秀教職員には例えばマイスター養成塾等の各種研修会の研修機会を与えるような形にしたほうがいいのではないかという意見が現在のところで出ております。

最後の第6回については、教職員評価全体について確認をし、提言をいたしたいと思っております。以上でございます。

○委員長

評価検討委員会の報告ですがいかがでしょうか。

優秀教職員の表彰について新聞に出ていたんですが、文部科学省の表彰ですが。

○教職員課長

昨年度から始まりました。昨年度、今年度と文部科学省のほうで各都道府県何人かを文部科学省の優秀教職員で表彰するという制度がありましたが、本市については昨年度、今年度とも3名ということでございます。

○委員長

そういう表彰、例えば県も今後出てくるかもしれないし、マイスターの優秀教職員、マイスターの資格を持つ人が出てくるわけですが、その辺の兼ね合いについて十分検討してほしいなと思います。

○教職員課長

わかりました。

○委員長

片一方で上位、下位があるのかないのか、文科省が表彰しているのに新潟市は全然何も言わないというのはおかしい気もするけれども、向こうで表彰されればいいんじゃないかというのはあるのか、検討してほしいと思います。

○教職員課長

わかりました。

○高山委員

もう一度聞きますけれども、教職員評価、この目的ですね。いろいろと意見を見ると委員の皆さんに平準化がされてないようなところがあるんですね。もう一度聞かせていただきたいんですが。

○教職員課長

まず基本的な考えとしては、1人1人の教職員が学校運営に

対して自分自身の目標をしっかりと定めて、具体的な手立てでそれを行っていくと。それを通して子どもたちの資質、子どもたちの力を高めるということにつなげていきたいということでございます。

したがって学校長の考える学校教育ビジョン、学校運営方針と、それを具体的に各個人の目標手立てというのを具体的に面談を通してキャッチボールをしながら、ともによりよい学校、よりよい子どもたちを育てていこうというのが目標でございます。

○高山委員

そうすると1人の教職員に対する評価シート、評価が出るわけですね。これは昇進だとか給与だとかこういうものには反映されないということですか。

○教職員課長

現在ではまだ県費負担教職員ですので、当然県がそういう動きにならなければ新潟市として、いわゆる給与に反映することは今のところ考えていません。ただそれぞれの持ち味を生かすとか、特性を伸ばすということから考えたときに、例えば校内での職務、校務分掌にそれを生かしたりとか、人事異動のときに自分の持ち味を生かしていくというようなところに関わっていくということがございます。

○高山委員

職員のある種点数が出るんでしょう。

○教職員課長

点数はつけません。

○高山委員

いずれにしても総合所見なり出たときに、優秀な教員だというような文言が出てきて、教職員の序列化というんですか、それにつながるということを述べている人もいるんですが、これはどうなんですか。

○教職員課長

自分自身が資質、指導力にはどうしても差があるのは現実問題です。したがって例えば指導力が高い者についてはマイスター養成塾等でさらに養成をしながら力をつけて、そして周りの学校や周りの教職員にいい意味で影響を与えてほしい、波及を及ぼしてほしいというふうに考えますし、思うように自分の力を発揮できていない人については、不足している部分に対して研修をして、それを高めて子どもたちにとってより望ましい

授業をしていただくという形にしますので、それはその人の状態に応じて手立てがいくわけですけれども、それをもって序列化というふうには私どもは考えていません。

○高山委員

ある種先生の通知表みたいな気がするんですけども、こういう考えではいけないんですか。

○教職員課長

結果的にこの通知表というよりも一番先に言いました目標管理ですので、それぞれの教職員が自分が学校づくりに対してどういう目標を掲げて、そしてその目標を達成するためにどういう手立てをするのか。実際どうだったのかということですので、通知表というよりも、より学校運営に資するような形で、学校づくりに資するような形でそれを利用したいというふうなことです。

○高山委員

そうするとある人の意見ではこれはみんなで見せたほうがいいんじゃないか。お互いに。君はどうだ、ああだ、そういうものなんですかね。

○教職員課長

私が評価される立場であれば、例えば実際自分がやっていることですので、ほかの人から見ていただくことに関しては私自身はいいと思いますけれども、やっぱり自分がやっている取り組みを自分は、校長先生とは一生懸命やるけれども、周りに全部に見せることに対して抵抗感をもっているという人もいないわけではないので、今のところこれをすべて公開する、教職員で共有するということは考えていません。

○高山委員

これは勤務評定というのはまた別にあるわけでしょう。これも1つの評価ですから、二重評価みたいな形になるわけですね。そうすると先生方もこれも1つ業務が増えるわけですね。ですからこれはもっと有効に生かすような方法はないんだろうかという気がするんですが、やっぱり先生方にとってメリットになるようなことがないと、それほど効果が上がらないんじゃないかという気もするんですね。その辺が1つポイントだと思います。

その辺を最終的に協議をしていただいて、本当に先生にとって、あるいは新潟市の教育にとって、大事なことだと、有効なことだというふうになればいいなと思っています。

○委員長

よろしいでしょうか。そういうことをねらって作っているんでしょうね。だから目標をもってきたんですね。目標をもってくるというのは、普通は評価であれば目標なんでもってこないわけですよ。目標に近づくにはあなたはどうしますか。だから面談があると。システムとしては非常に教育をよくしようという考え方に基づいているような気がいたします。ただ運用の面でどうするかということがいろいろ問題があるんだと思います。また検討していただきたいと思います。以上で報告を終わります。

## 第5 次回日程

○委員長

次回の日程について説明を求める。

○教育総務課長

3月定例会は、3月18日（火）午前9時半から、4月定例会は4月15日（火）午後3時からでお願いしたい。

○全委員

全員異議なく了承する。

## 第6 閉会宣言

○委員長

午後4時35分、閉会を宣言する。

(非公開部分)

(議案第33号 県費負担教職員の校長の人事について審議し、可決する。)

以上、会議のてん末を承認し、署名する。

署名委員

署名委員